

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成22年4月13日（火曜日）

定期第2166号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	指定管理者の公募（2件）（保健福祉・障害福祉課）	292
○告示		大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（5件）（商工労働・商業流通課）	293
事業活動温暖化対策指針の一部改正（環境農政・地球温暖化対策課）	289	神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業制限（海区漁業調整委員会）	294
急傾斜地崩壊危険区域の指定（4件）（県土整備・砂防海岸課）	289	水産動植物の採捕禁止（海区漁業調整委員会）	297
○教育委員会告示		○入札公告	
公印の廃止（教委・行政課）	290	落札者等の公告（議会・経理課）	298
○公告			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第319号

事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）の一部を次のように改正する。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

別表第2中「0.0266」を「0.0263」に改める。

神奈川県告示第320号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 区域の名称

永田東1丁目地区（拡大）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第5号までを順次結んだ線及び標柱第5号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	横浜市南区永田東1丁目1,521番1
第 2 号	同 1,534番
第 3 号	同 1,517番1
第 4 号	同 1,519番4

第 5 号

同

1,521番1

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第321号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 区域の名称

朝比奈町内割地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第6号までを順次結んだ線及び標柱第6号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	横浜市金沢区朝比奈町字内割539番4
第 2 号	同 538番1
第 3 号	同 539番1
第 4 号	同 602番2
第 5 号	同 560番1
第 6 号	同

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道

道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第322号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 区域の名称

日野8丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第3号までを順次結んだ線、標柱第3号と第4号を市道野庭第157号線に沿って結んだ線、標柱第4号から第6号までを順次結んだ線及び標柱第6号と第1号を市道野庭第154号線に沿って結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	横浜市港南区日野8丁目1,106番1
第 2 号	同 1,118番1地先
第 3 号	同 1,116番1
第 4 号	同 1,104番20
第 5 号	同 1,104番4
第 6 号	同 1,112番1

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第323号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 区域の名称

日野9丁目西地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第5号までを順次結んだ線及び標柱第5号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	横浜市港南区日野9丁目1,092番1
第 2 号	同 5,959番145

第 3 号	同
第 4 号	同 5,959番341
第 5 号	同 5,959番342

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第4号

次に掲げる公印を平成22年3月31日限り廃止した。

平成22年4月13日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁

(公印名)

(印 影)

神奈川県教育委員会教育局担当部



長印

(公印名)

(印 影)

神奈川県教育委員会教育局参事印



(公印名)

(印 影)

神奈川県教育委員会教育局課内室



長印

(公印名)

(印 影)

神奈川県教育委員会教育局愛甲教育事務所長印



(公印名)

(印 影)

神奈川県教育委員会教育局愛甲教育事務所印



(公印名)

神奈川県教育委員会教育局高相津
久井教育事務所長印

(印 影)



(公印名)

神奈川県教育委員会教育局高相津
久井教育事務所印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立武道館長印

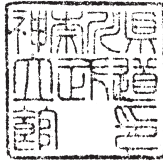
(印 影)



(公印名)

神奈川県立武道館印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立川崎工業高等学校長印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立川崎工業高等学校長職
務代理者印

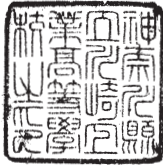
(印 影)



(公印名)

神奈川県立川崎工業高等学校印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立川崎工業高等学校

(印 影)



(公印名)

神奈川県立藤沢高等学校長印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立藤沢高等学校印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立大清水高等学校長印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立相武台高等学校長印

(印 影)



(公印名)

神奈川県立相武台高等学校長職務
代理者印

(印 影)



(公印名)
神奈川県立新磯高等学校長印

(印 影)



(公印名)
神奈川県立吉田島農林高等学校長印

(印 影)



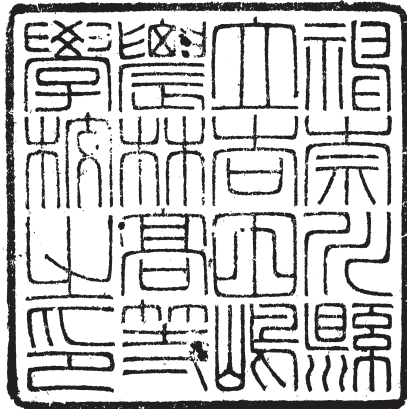
(公印名)
神奈川県立吉田島農林高等学校校印

(印 影)



(公印名)
神奈川県立吉田島農林高等学校校印

(印 影)



公 告

次のとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募します。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 指定管理者を公募する施設の名称
神奈川県ライトセンター
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 指定の基準
 - (1) 住民の平等利用が確保されること。
 - (2) 県内に事務所を有する法人であること。
 - (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
 - (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

- (5) 安定した経営基盤を有していること。
 - (6) 神奈川県ライトセンター条例第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
 - (7) 必要な人材を確保することができることと認められること。
 - (8) 視覚障害者の生活の充実及び文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図る施設としての神奈川県ライトセンターの役割を適切に担えること。
- 4 申請書の受付期間、場所及び受付方法
平成22年4月14日(水)から同年6月14日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課社会参加推進グループ(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁分庁舎1階 電話(045)210-1111 内線4709~4711)へ送付又は持参してください。
なお、郵送の場合は、受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。
- 5 募集要項の配布期間及び配布場所
平成22年4月14日(水)から同年6月14日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4の場所において配布します。
なお、上記期間中は、神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課のホームページ(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/fukusi/1309>)からダウンロードすることもできます。
- 6 その他
詳細は、募集要項によります。

次のとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募します。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 指定管理者を公募する施設の名称
神奈川県聴覚障害者福祉センター
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 指定の基準
 - (1) 住民の平等利用が確保されること。
 - (2) 県内に事務所を有する法人であること。
 - (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
 - (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
 - (5) 安定した経営基盤を有していること。
 - (6) 神奈川県聴覚障害者福祉センター条例第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
 - (7) 必要な人材を確保することができることと認められること。
 - (8) 聴覚障害者の福祉の増進を図る施設としての神奈川県聴覚

障害者福祉センターの役割を適切に担えること。

4 申請書の受付期間、場所及び受付方法

平成22年4月14日(水)から同年6月14日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課社会参加推進グループ(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁分庁舎1階 電話(045)210-1111 内線4709~4711)へ送付又は持参してください。

なお、郵送の場合は、受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

5 募集要項の配布期間及び配布場所

平成22年4月14日(水)から同年6月14日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4の場所において配布します。

なお、上記期間中は、神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課のホームページ(URL http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/fukusi/1309)からダウンロードすることもできます。

6 その他

詳細は、募集要項によります。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県商工労働局産業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成22年4月13日から同年8月13日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成22年4月13日から同年8月13日までに知事に意見書を提出できます。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

湘南ステーションビル株式会社
平塚市宝町1の1
代表取締役 吉田 宏美

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

平塚ラスカ
平塚市宝町1の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の代表者氏名

変 更 前	変 更 後
湘南ステーションビル株式会社 代表取締役 長濱 正孝	湘南ステーションビル株式会社 代表取締役 吉田 宏美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後

株式会社サンジェルマン 川崎市高津区二子1-17の1 代表取締役 内藤 信行 ほか111者	株式会社シンノオ 横浜市旭区小高町118 代表取締役 新野尾 寿利 ほか120者
---	--

4 変更の年月日

平成22年3月1日ほか

5 届出年月日

平成22年3月25日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県商工労働局産業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成22年4月13日から同年8月13日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成22年4月13日から同年8月13日までに知事に意見書を提出できます。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

湘南ステーションビル株式会社
平塚市宝町1の1
代表取締役 吉田 宏美

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

茅ヶ崎ラスカ
茅ヶ崎市元町5,783のイほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社東邦事業 川崎市川崎区砂子2-5の11 代表取締役 日比生 泰宏 ほか88者	株式会社東邦事業 川崎市幸区堀川町580 代表取締役 日比生 泰宏 ほか86者

4 変更の年月日

平成22年3月23日ほか

5 届出年月日

平成22年3月29日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県商工労働局産業部商業流通課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成22年4月13日から同年8月13日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成22年4月13日から同年8月13日までに知事に意見書を提出できます。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社エイヴイ
横須賀市平成町1-5の1
代表取締役 木村 忠昭

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイビイ佐原店
横須賀市佐原3-1,356の2ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の住所

変 更 前	変 更 後
株式会社エイヴイ 横須賀市鴨居3-11の7	株式会社エイヴイ 横須賀市平成町1-5の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変 更 前	変 更 後
株式会社エイヴイ 横須賀市鴨居3-11の7 代表取締役 木村 忠昭 ほか1者	株式会社エイヴイ 横須賀市平成町1-5の1 代表取締役 木村 忠昭 ほか1者

4 変更の年月日

平成21年6月1日

5 届出年月日

平成22年3月30日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県商工労働局産業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成22年4月13日から同年8月13日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成22年4月13日から同年8月13日までに知事に意見書を提出できます。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大和リース株式会社
大阪府大阪市中央区農人橋2-1の36
代表取締役 森田 俊作

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ茅ヶ崎
茅ヶ崎市矢畑字肥地力620の1ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社エイヴイ 横須賀市鴨居3-11の7	株式会社エイヴイ 横須賀市平成町1-5の1

代表取締役 木村 忠昭 ほか5者	代表取締役 木村 忠昭 ほか3者
------------------	------------------

4 変更の年月日

平成21年8月31日ほか

5 届出年月日

平成22年3月30日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県商工労働局産業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成22年4月13日から同年8月13日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成22年4月13日から同年8月13日までに知事に意見書を提出できます。

平成22年4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社エイヴイ
横須賀市平成町1-5の1
代表取締役 木村 忠昭

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ綾瀬
綾瀬市寺尾本町1-192の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) フレスポ綾瀬	フレスポ綾瀬

(2) 大規模小売店舗の設置者の住所

変 更 前	変 更 後
株式会社エイヴイ 横須賀市鴨居3-11の7	株式会社エイヴイ 横須賀市平成町1-5の1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社エイヴイ 横須賀市鴨居3-11の7 代表取締役 木村 忠昭 ほか2者	株式会社エイヴイ 横須賀市平成町1-5の1 代表取締役 木村 忠昭 ほか2者

4 変更の年月日

平成22年3月2日ほか

5 届出年月日

平成22年3月30日

神奈川海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、神

奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業について、次のとおり指示する。

なお、この指示の有効期間は、平成22年5月1日から平成25年4月30日までとする。

平成22年4月13日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 小 山 紀 雄

1 東京内湾

羽田沖灯浮標（北緯35度32分11.7秒、東経139度49分6.4秒）、川崎航路第2号灯浮標（北緯35度30分20.2秒、東経139度47分58.6秒）、日本鋼管第4号灯浮標（北緯35度28分24.8秒、東経139度45分1.3秒）、旧横浜根岸第2号灯浮標位置（北緯35度23分39.3秒、東経139度41分2.9秒）、横須賀市猿島北端及び同市旗山埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

2 東京湾

横須賀市観音埼突端、同市久里浜地先海瀬島灯標（北緯35度12分43.4秒、東経139度44分7.2秒）及び三浦市剣埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

3 相模湾

- (1) イとロを結んだ線以東の海面における操業を禁止する。
- (2) イ、ロ、ハ及びイを順次結んだ線によって囲まれた海面における操業は、同時に操業する統数を6箇統以内とする。
- (3) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリを順次結んだ線以北の海面における操業を禁止する。ただし、関係漁業者等との間に操業に関する協議が成立し、神奈川海区漁業調整委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

備考 上記(1)、(2)及び(3)のうち符号によって示される点の位置は、次のとおりとする。

イ 横須賀市長ヶ崎突端

ロ 逗子市大崎突端

ハ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線と足柄下郡真鶴町笠島（通称三ツ石）南端を結んだ線との交点

ニ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線と藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線との交点

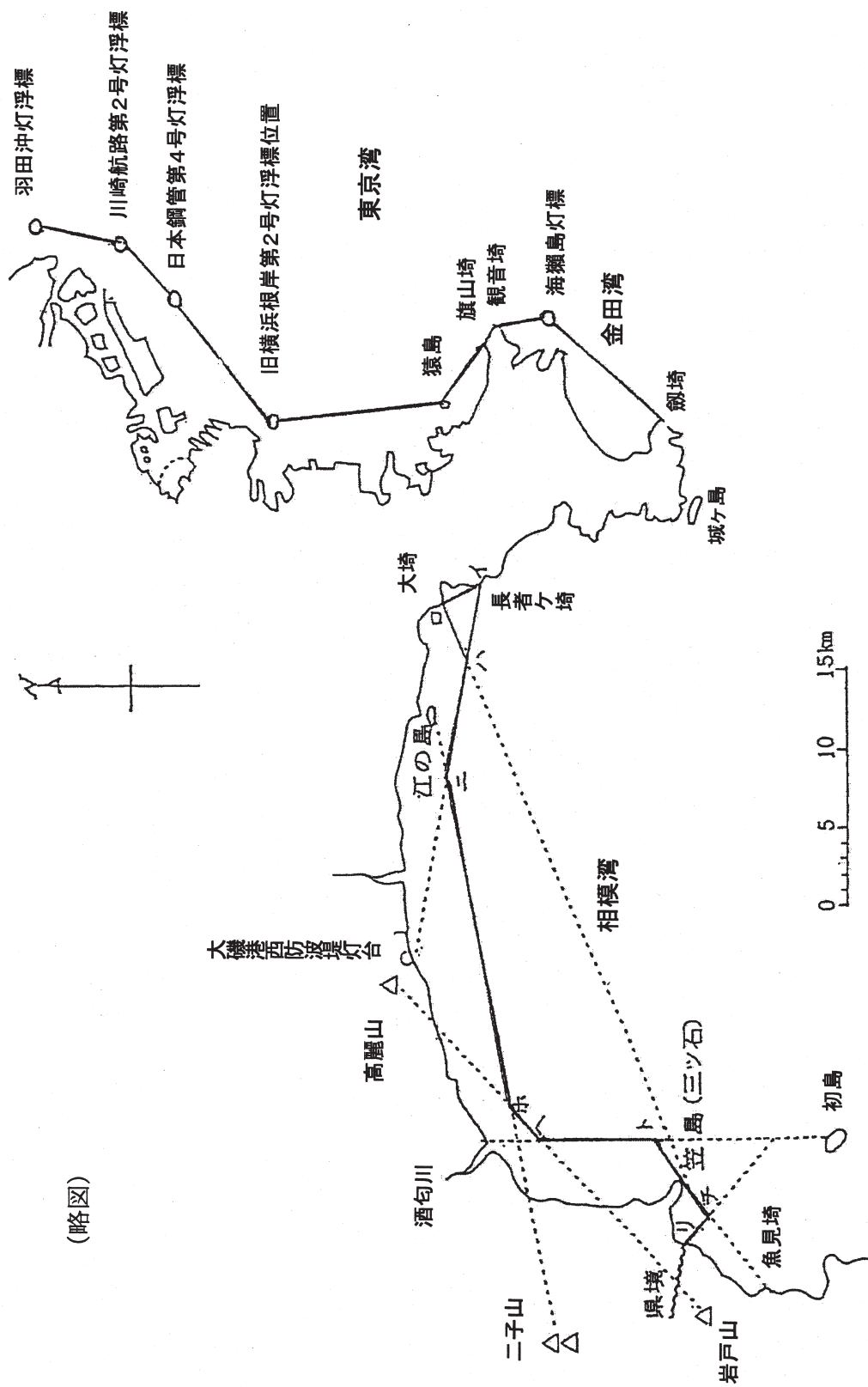
ホ 藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線と中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線との交点

ヘ 中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線との交点

ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線と静岡県熱海市魚見埼と足柄下郡真鶴町笠島南端を結んだ線の延長線との交点

チ 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見埼を結んだ線とリをA基点とし、静岡県熱海市初島初島燈台中心点を基点Bとし、基点Aから基点Bを見通す線を0度として、基点Aを中心とする左回り34度20分の線との交点

リ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央



(略図)

神奈川県漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、横浜市金沢区白帆地先の金沢地区浅場のアマモ場を保護し、水産動植物の繁殖を図るため、同区白帆地先の金沢地区浅場における水産動植物の採捕禁止について、次のとおり指示する。ただし、国、神奈川県及び横浜市が試験研究のために採捕する場合並びに神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成22年4月13日

神奈川県漁業調整委員会

会長 小山紀雄

1 採捕を禁止する区域

ア、イ、ウ、エ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点の位置

A 横浜市金沢区白帆横浜ベイサイドマリーナ東側の防波護岸天端海側東角から同防波護岸に沿って北へ20メートルの地点にある同防波護岸ブロックのつなぎ目と同防波護岸内側縁石との交点

B 金沢地区浅場の東防波堤の南端西角の位置

ア AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに337度7分、70メートルの点

イ AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに320度31分、286メートルの点

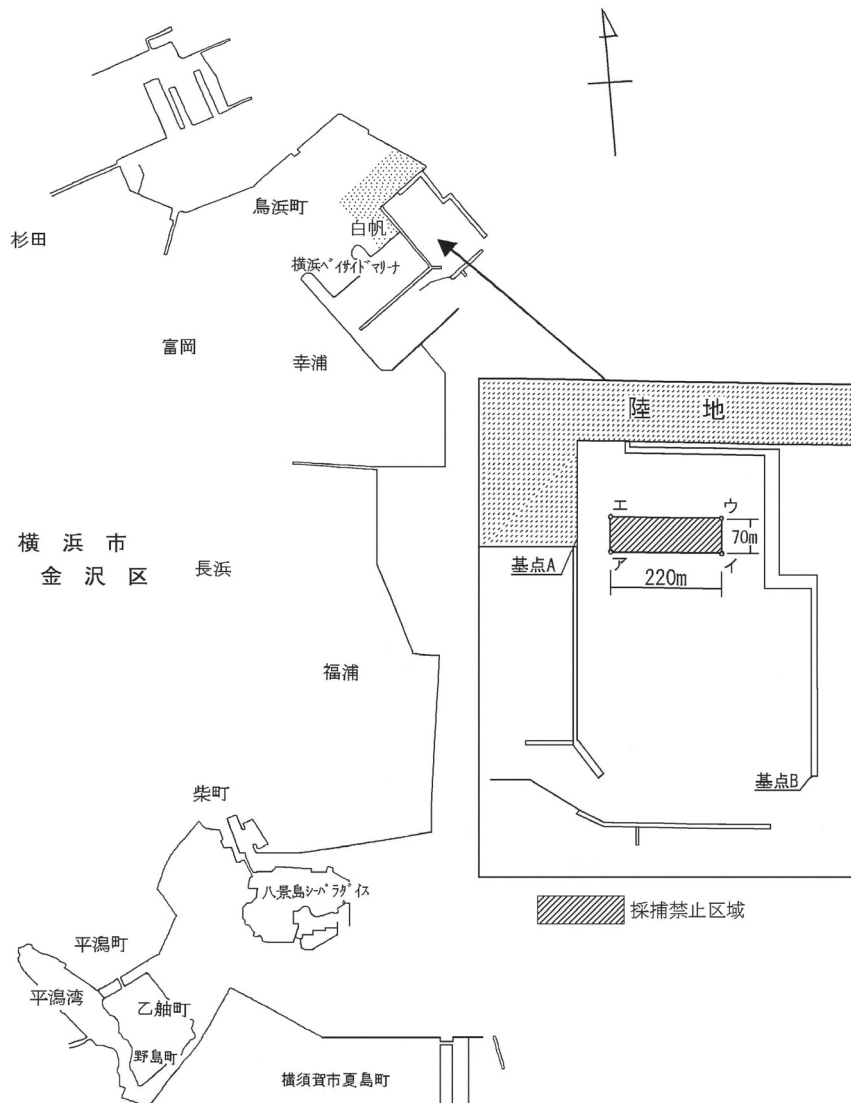
ウ AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに306度46分、287メートルの点

エ AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに281度44分、78メートルの点

2 指示の有効期間

平成22年4月28日から平成23年4月27日まで

水産動植物の採捕禁止区域



入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

平成22年 4月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)「議会かながわ」新聞折り込み配布及び発送準備業務 (2)神奈川県議会議会局総務部経理課 横浜市中区日本大通1 (3)平成22年 3月26日 (4)㈱朝日広告社横浜営業局 横浜市中区日本大通15 横浜朝日会館 (5)73,773,576.45円 (6)一般競争入札 (7)平成22年 2月12日